

岩手県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成23年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除に係る保安林の所在場所 久慈市山形町川井第4地割48の166（国有林）、大川目町第11地割57の502・57の503（以上2筆国有林）
 - （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - （3） 解除の理由 道路用地とするため
- 2（1） 解除に係る保安林の所在場所 久慈市大川目町第11地割57の502・57の503（以上2筆国有林）
 - （2） 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - （3） 解除の理由 道路用地とするため